奈良県告示第三百四十号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

令和七年二月四日

奈良県知事 山 下 真

•				
令和六年十二月	宇陀市榛原萩原	ション	原二四九四	株式会社奈良在
廃 止 年 月 日	地地の所在	訪問看護ステ	主たる事務所	業者の名称高速事